

医政発 0328 第 36 号  
令和 7 年 3 月 28 日

一般社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について

標記について、別紙のとおり各都道府県知事宛て通知したので、その主旨を御了知いただくとともに、貴管下の関係団体及び関係者に対する周知方願いする。

医政発 0328 第 34 号  
令和 7 年 3 月 28 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

### 死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について

現在、検案料（本通知において死体検案書発行料等及び検査費用をいう。）については、地域や医療機関等によって様々な基準が設定されているが、死因究明等推進計画（令和 6 年 7 月 5 日閣議決定）において、「厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の在り方について、研究成果を取りまとめるとともに、地方公共団体への還元、周知等を図る。」とされたところである。

については、「死因究明等の推進に関する研究」（令和 5 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金）が取りまとめられたことから、別添のとおり、その研究成果を周知する。

本研究成果は、死体検案書発行料等の金額の基準や算定根拠の目安の一助になると考えられることから、各都道府県においては御了知いただくとともに、貴管下医療機関等に周知いただくようお願いする。

なお、各種検査費用（刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成 24 年法律第 34 号）に基づくものを除く。）については、異状死死因究明支援事業の活用が可能な場合があることから、貴管下医療機関等に併せて周知いただくようお願いする。

また、死亡診断書と死体検案書の違い等については、厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryoku/iryoku/sibousinndansyo.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iryoku/sibousinndansyo.html)）に掲載していることから、貴管下医療機関等に周知いただくようお願いする。

なお、本通知の写しを別記宛先に送付することを申し添える。

(別添)

「死因究明等の推進に関する研究」  
(令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金)  
の研究成果について

○ 本研究において示された死体検案書発行料等の金額基準及びその算定根拠は、以下のとおりである。

算定項目		金額基準	算定根拠	
人件費	基本検案料	15,000円	原則算定	
	加算項目	現場検案時間内加算	1,000円	現場での検案が1時間以上の場合に算定 ※1時間以降は30分ごとに算定
		診療時間内加算	2,000円	検案当番日かつ、通常の診療時間内に外来診療を中断して検案した場合に算定
		診療時間外加算	2,000円	検案当番日かつ、診療時間後～午後10時又は午前8時～診療時間前に検案した場合に算定
		深夜加算	5,000円	検案当番日かつ、午後10時～午前8時に検案した場合に算定
		年未年始休日加算	3,000円	土曜日、日曜日、祝日及び年未年始(12月29日～1月3日)に検案した場合に算定
		緊急往診加算	①a: 4,000円 ①b: 5,000円 ②a: 7,000円 ②b: 10,000円 ③a: 14,000円 ③b: 20,000円	検案当番日外かつ、以下①～③に該当する場合にいずれかを算定 ①通常の診療時間内に外来診療を中断して検案した場合 a: 遺体発見現場(住居等)までの距離が10km未満の場合に算定 b: 遺体発見現場(住居等)までの距離が10km以上の場合に算定 ②診療時間外に検案した場合 a: 遺体発見現場(住居等)までの距離が10km未満の場合に算定 b: 遺体発見現場(住居等)までの距離が10km以上の場合に算定 ③深夜に検案した場合 a: 遺体発見現場(住居等)までの距離が10km未満の場合に算定 b: 遺体発見現場(住居等)までの距離が10km以上の場合に算定
旅費	往診料	①: 7,000円 ②: 10,000円	原則算定 ①: 遺体発見現場(住居等)までの距離が10km未満の場合に算定 ②: 遺体発見現場(住居等)までの距離が10km以上の場合に算定	
	自家用車利用時のガソリン代等	実費	自家用車利用時にガソリン代等の費用が発生した場合に算定	
検案費用	検案書発行料	5,000円	原則算定	

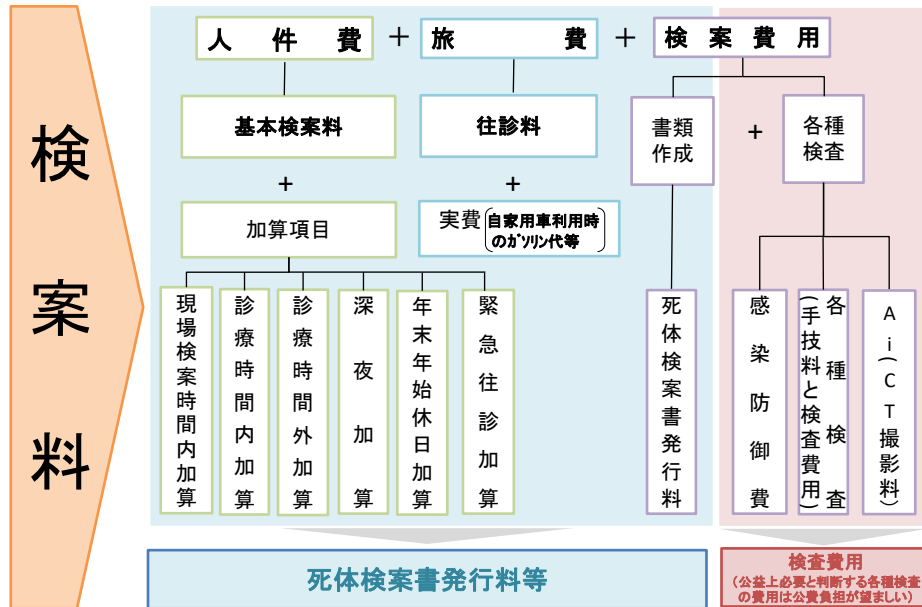
○ なお、本金額基準及び算定根拠については、検案の現場を担っている医師等にもアンケート調査を実施し、その回答者の大半の考え方も大きな相違がないことが確認されている。

回答者数: 798人

概ね適切: 74.7% (596人)、適切ではない: 25.3% (202人)

(参考) 検案料支払い基準を検討する際に考慮する要素

## 検案料支払い基準を検討する際に考慮する要素



※「死因究明等の推進に関する研究」(令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金) 総括研究報告書掲載資料を一部修正

異状死死因究明支援事業（概要）

(1) 事業内容

死因不詳の死体に対して、解剖又は死亡時画像診断等の検査を実施する。また、原則として実施施設における全ての小児死亡事例に対し死亡時画像診断を実施するものとする。

(2) 補助基準

都道府県知事等が必要と判断する解剖等に係る死因究明の取組であること。医療関係団体、大学医学部法医学教室又は病理学教室、警察等との協力体制が整っていること。

(3) 補助率

国 1 / 2

(4) 補助基準額

死亡時画像診断	54,000 円×実施件数
P C R 検査	10,000 円×実施件数
薬毒物検査	80,000 円×実施件数

(5) 対象経費

職員諸手当（非常勤）、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費（解剖経費、死亡時画像診断等の検査経費）、委託費（上記に掲げる経費に該当するもの）

死亡診断書及び死体検案書の取扱いに関する Q&A

死亡診断書と死体検案書の違いについて	
1	<p>死亡診断書と死体検案書の違いは何ですか。</p> <p>死亡診断書と死体検案書はどちらも、①人間の死亡を医学的・法律的に証明する、②我が国の死因統計作成の資料となる、という大きな意義をもっています。両者の間に法律上及び統計上の違いはありません。</p> <p>医師は、「自らの診療管理下にある患者が、生前に診療していた傷病に関連して死亡したと認める場合」には「死亡診断書」を、それ以外の場合には「死体検案書」を交付してください。</p>
2	<p>死体検案書を交付する場合、警察署への届出は必要ですか。</p> <p>死体検案書を交付する場合でも、死体に異状が認められない場合は、所轄警察署に届け出る必要はありません。</p> <p>あくまでも、死体に異状が認められるかどうかで判断してください。(Q 8 参照)</p> <p>死亡診断書についても同様です。</p>
3	<p>自ら診療を行っていた患者が、最終の診察後 24 時間以内に死亡しました。死亡後に改めて診察を行うことなく、死亡診断書を交付することができますか。</p> <p>最終の診察後 24 時間以内に患者が死亡した場合においては、死亡後に改めて診察を行うことなく「生前に診療していた傷病に関連する死亡であること」が判定できる場合(※)には、医師法第 20 条ただし書の規定により、死亡後に改めて診察を行うことなく、死亡診断書を交付できます。</p> <p>※ 医師が、死亡後に改めて診察を行うことなく「生前に診療していた傷病に関連する死亡であることが判定できる場合」としては、たとえば当該患者の死亡に立ち会っていた別の医師から死亡状況の詳細を聴取することができる等、ごく限られた場合であることにご留意ください。なお、このような場合であっても、死亡診断書の内容に正確を期するため、死亡後改めて診察するよう努めて下さい。</p> <p>(参考) 医師法第 20 条</p> <p>医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。</p>

4	<p>自ら診療を行っていた患者が、最終の診察後 <u>24 時間以上経過後</u> に死亡しました。死亡診断書を交付することはできますか。</p>	<p>当該患者を死亡後改めて診察し、生前に診療していた傷病に関連して死亡したと認められる場合は、最終の診察からの経過時間にかかわらず、死亡診断書を交付することができます。</p>
5	<p>自ら診療を行っていた患者の死亡に立ち会えなかった場合に死亡診断書を交付することはできますか。</p>	<p>診療中の患者が死亡した場合、これまで当該患者の診療を行ってきた医師は、たとえ死亡に立ち会えなくとも、死亡後改めて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、医師法第 20 条本文の規定により、死亡診断書を交付することができます。この場合は死体検案書を交付する必要はありません (Q6 の図の A)。(Q3、4 参照)</p>
6	<p>生前に診療を担当していなかった患者の死後診察を行いました。交付するのは死亡診断書と死体検案書、どちらになりますか。</p>	<p>同一医療機関内で情報を共有したり、生前に診療が行われていた別の医療機関や患者の担当医師から生前の診療情報の共有又は提供を受ける等して、死亡した患者の生前の心身の状況に関する情報を正確に把握できた場合に限り、患者の生前に診療を担当していなかった医師でも、死亡後に診察を行った上で、生前に診療を受けていた傷病に関連して死亡したと判断した場合には、死亡診断書を交付することが可能です (次図の B)。それ以外の場合は、死体検案書を交付してください。</p> <div style="text-align: center;"> <p>医師が患者の死亡に立ち会わず死亡診断書を交付する場合の考え方</p> <pre> graph LR     subgraph A         A1[A: 患者の生前に診療を自ら担当していた医師が死後診察を行う] --&gt; A2[診察 → 死亡 → 死後診察] --&gt; A3[生前に診療していた傷病に関連して死亡したと認められる場合 → 死亡診断書の交付]     end     subgraph B         B1[B: 患者の生前に診療を担当していなかった医師が死後診察を行う] --&gt; B2[他の医師による診察 → 死亡 → 死後診察] --&gt; B3[生前に診療していた傷病に関連して死亡したと認められる場合]         B3 --&gt; B4[それ以外の場合 → 死体検案書の交付]     end     B2 -.-&gt; B5[診療情報の共有又は提供を受け、死亡した患者の生前の心身の状況に関する情報を正確に把握する必要がある。] </pre> <p>※いずれの場合も、死体に異状があると認められる場合は、所轄警察署に届け出る必要があります。</p> </div>

7	Q6の生前に担当していなかった患者に死後診察を行って、死亡診断書を交付できる具体例はどのようなものですか。	<p>死亡診断書の交付が可能な場合として、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自身の勤務する医療機関で、生前に診察を行ったり担当していた患者以外の患者が死亡した場合で、当該患者の担当医師の診療記録を確認した場合</li> <li>・ 別にかかりつけ医がいる患者がCPAで医療機関に搬送され、初診で死亡を確認した場合で、死亡の原因と考えられる傷病に関する状況を含め、かかりつけ医からの生前の心身の状況に関して、情報の提供を受けた場合</li> <li>・ 訪問診療で複数の医師で患者の診療をする体制を構築しており、診療記録の共有が行われるなど、患者の状態を医師間で十分に共有できている場合（医師が所属する医療機関が異なる場合も含む。）</li> <li>・ 災害時、被災地の医療機関等に派遣された医師が、派遣先の医療機関にて患者の死後診察を行った際に、当該医療機関に保管されてある患者の診療情報を確認するなどした場合等であって、入手した情報に基づき、生前に診療を受けていた傷病に関連して死亡したと判断した場合が考えられます。</li> </ul>
<b>医師法第21条に基づく異状死体等の届出について</b>		
8	どのような場合に警察署への届出が必要ですか。	<p>交付すべき書類が「死亡診断書」であるか「死体検案書」であるかを問わず、異状を認める場合には、所轄警察署に届け出てください。</p> <p>そのうえで死亡診断書又は死体検案書を交付する場合は、捜査機関による検視等の結果も踏まえた上で記載してください。</p> <p>（参考）医師法第21条</p> <p>医師は、死体又は妊娠4月以上の死産児を検案して異状があると認めるときは、24時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。</p>
9	異状を認める場合とは、どのような場合ですか。	<p>異状の有無は、死亡診断又は死体検案を行う医師が個々の状況に応じて個別に判断していただく必要があります。</p>



その他	
10	<p>警察からの依頼で、検視の立会いとそれに伴う死体検案業務に従事することになりました。ご遺体の状況も普段診察する患者と異なることが予想され、正しく死因判定ができるか不安です。相談できる場所はありますか。</p>
	<p>厚生労働省では、日本医師会に委託して、検案業務に従事する一般臨床医等が死因判定等について悩んだ際に、法医学を専門とする医師に電話で相談できる体制を構築する事業を行っています。（「死体検案医を対象とした死体検案相談事業」）</p> <p>検案業務で死因判定に悩んだ際はこちらの事業を活用ください。</p> <p>事業概要等（※日本医師会 HP【死体検案相談事業】）  <a href="https://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/">https://www.med.or.jp/doctor/anzen_siin/</a></p> <p>【利用対象者】  検案業務に従事する一般臨床医、警察協力医（医師会員であることを問わない。）</p> <p>【電話番号】  0570-041901</p> <p>【通話料（目安）】  10 円/60 秒（固定電話）、10 円/20 秒（携帯電話）（利用者負担）</p> <p>※相談に係る費用は発生いたしません</p>

(別記宛先)

公益社団法人日本医師会会長

一般社団法人日本病院会会長

公益社団法人全日本病院協会会長

一般社団法人日本医療法人協会会長

公益社団法人日本精神科病院協会会長

公益社団法人全国自治体病院協議会会長

一般社団法人全国医学部長病院長会議会長

一般社団法人国立大学附属病院長会議会長

一般社団法人日本私立医科大学協会会長

独立行政法人国立病院機構理事長

独立行政法人地域医療機能推進機構理事長

公益社団法人全国老人保健施設協会会長

特定非営利活動法人日本法医学会理事長

警察庁刑事局長

海上保安庁海上保安監

文部科学省高等教育局長